

# 東京都公報

発行  
東京都

## 目次

### 告示

○旅券法の一部を改正する法律の施行に伴う旅券の申請受理及び交付等に係る事務委託の変更及び規約の一部変更……………

……………(生活文化スポーツ局都民生活部旅券課)……………一

○土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定解除……………(環境局環境改善部化学物質対策課)……………一

○指定障害福祉サービス事業者の廃止……………

……………(福祉保健局障害者施策推進部地域生活支援課)……………二

○指定障害福祉サービス事業者の指定……………(同)……………四

○漁船損害等補償法による付保義務の発生……………

……………(産業労働局農林水産部水産課)……………六

○都道の区域変更……………(建設局道路管理課)……………六

○都道(首都高速道路)の供用開始……………(同)……………八

○博物館に相当する施設の指定……………九

### 公告

○都市計画の案(九件)……………(都市整備局都市づくり政策部土地利用計画課・都市基盤部街路計画課)……………九

○土地区画整理審議会委員補欠選挙の当選人……………

……………(都市整備局市街地整備部管理課)……………二

## 告示

○管理処分計画の変更……………

……………(都市整備局市街地整備部再開発課)……………三

○開発行為に関する工事完了……………(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第一課・開発指導第二課)……………三

○大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要……………

……………(産業労働局商工部地域産業振興課)……………三

### 東京都告示第三百三十八号

旅券法の一部を改正する法律(令和四年法律第三十三号)の施行に伴い、大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈町、青ヶ島村及び小笠原村との間における旅券の申請受理及び交付等に係る事務の委託を変更し、これに伴い、規約の一部を次のとおり変更したので、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十四第三項において準用する同法第二百五十二条の二の二第二項により告示する。

令和五年二月二十日

東京都知事 小 池 百合子

第一条第一号中「第四項まで」を「第三項まで、第五項及び第六項」に改め、同条第二号中「及び第三項」を「から第三項まで」に改め、同条中第三号及び第四号を削り、第五号を第三号とし、第六号を第四号とする。

附 則

この規約は、令和五年三月二十七日から施行する。

(備考)

この規約は、委託する町村ごとに変更するものとする。

### 東京都告示第三百三十九号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第二項の規定により、令和二年東京都告示第千八百九号により指定した区域の全部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和五年二月二十日

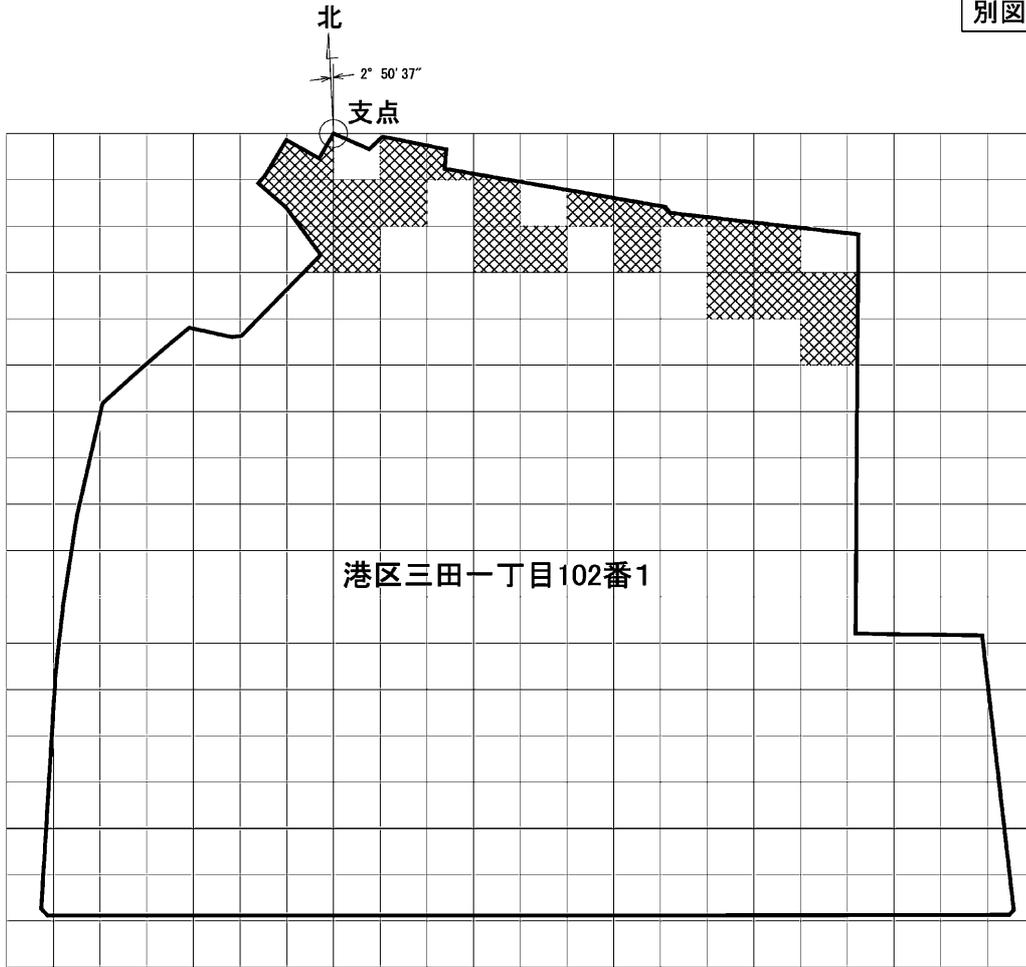
東京都知事 小 池 百合子

一 指定を解除する区域 別図のとおり(港区三田一丁目地内)

二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第一項及び第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

三 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去

別図



【 支点 】  
 支点は、港区三田一丁目102番1の最北端とする。

【 格子の回転角度(2度50分37秒) 】  
 格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

【 凡例 】

	敷地境界		指定を解除する区域
	単位区画		

●東京都告示第四百十号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号。以下「法」という。)第四十六条第二項の規定に基づく届出があったので、第五十一条及び指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設及び指定一般相談支援事業者の指定等に関する規則(平成十八年東京都規則第七十二号)第六条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和五年二月二十日

東京都知事 小池 百合子

1 指定障害福祉サービス事業者

サービスの種類 居宅介護

廃止

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
株式会社ハミングバード	訪問介護センター 睦	荒川区町屋1-9-18	令和3年2月1日
有限会社ケアサービス共栄	訪問介護ケアサービス共栄	葛飾区堀切3-19-15	令和4年11月30日
株式会社守破離	なでしこケア	江東区雷岡2-5-6-101	令和4年12月1日
株式会社東野八郎左右衛門商店	土居訪問介護事業所 目黒センター	目黒区五本木1-9-3 エクセル祐天寺106	同日
有限会社なぎさケアサービス	有限会社なぎさケアサービス	江戸川区松江3-16-4	同日
マリリンマネジメント株式会社	障害児移動支援事業所のぶ	渋谷区千駄ヶ谷5-12-4-201	令和4年12月30日
アンシャンテ株式会社	訪問介護事業所シンプリシティ	港区西新橋3-24-10 ハリファックス御成門ビル3階	令和4年12月31日
有限会社セットアップ	さくら介護サービス	墨田区向島4-1-1	同日
株式会社ツクイ	ツクイ・サンフォレスト東池袋	豊島区東池袋5-43-6 グレイブス東池袋1階	同日
企業組合労協センター事業団	コミュニティはうすシナモン	町田市園師町846	同日

サービスの種類 重度訪問介護

廃止

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
株式会社ハミングバード	訪問介護センター 睦	荒川区町屋1-9-18	令和3年2月1日
有限会社ケアサービス共栄	訪問介護ケアサービス共栄	葛飾区堀切3-19-15	令和4年11月30日
株式会社守破離	なでしこケア	江東区雷岡2-5-6-101	令和4年12月1日
株式会社東野八郎左右衛門商店	土居訪問介護事業所 目黒センター	目黒区五本木1-9-3 エクセル祐天寺106	同日
有限会社なぎさケアサービス	有限会社なぎさケアサービス	江戸川区松江3-16-4	同日
アンシャンテ株式会社	訪問介護事業所シンプリシティ	港区西新橋3-24-10 ハリファックス御成門ビル3階	令和4年12月31日
有限会社セットアップ	さくら介護サービス	墨田区向島4-1-1	同日
株式会社ツクイ	ツクイ・サンフォレスト東池袋	豊島区東池袋5-43-6 グレイブス東池袋1階	同日
企業組合労協センター事業団	コミュニティはうすシナモン	町田市園師町846	同日

サービスの種類 同行援護

廃止

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
有限会社なぎさケアサービス	有限会社なぎさケアサービス	江戸川区松江3-16-4	令和4年12月1日
有限会社翌繪会	あすなろ介護サービス	江東区住吉2-1-14 芙蓉ビル103	令和4年12月20日
ひなた介護株式会社	ひなた介護株式会社	港区六本木6-8-15 第25月ビル301	令和4年12月31日
株式会社エスベース・プランニング	株式会社エスベース・プランニング	江東区社丹3-3-6	同日
企業組合労協センター事業団	コミュニティはうすシナモン	町田市園師町846	同日

サービスの種類 行動援護

廃止

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
有限会社健康ライブ	ケアセンター家族	台東区亀塚1-14-5 B1階	令和3年11月30日
株式会社スマイル・キッズ	移動支援事業所スマイルアクトイブ	大田区南久が原2-1-17 カーサ久が原2階	令和4年12月31日
株式会社梅元ケアセンター	株式会社梅元ケアセンター	足立区西新井6-3-8	同日

サービスの種類 生活介護

廃止

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
練馬区	練馬区立石神井町福祉園	練馬区石神井町2-12-5	令和4年12月31日

サービスの種類 短期入所

廃止

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
社会福祉法人至誠学園立川	ショートステイあずま	立川市鶴町6-28-15	令和4年12月31日

サービスの種類 就労継続支援B型

廃止

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
社会福祉法人みんなの会	第二みんなの家	東大和市奈良橋1-276-2	令和4年12月31日
社会福祉法人みんなの会	第三みんなの家	東大和市中央2-1122-5	同日

●東京都告示第四百四十一号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号。以下「法」という。）第三十六条第一項の規定により、令和五年一月一日付けで指定障害福祉サービス事業者を指定したので、法第五十一条及び指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設及び指定一般相談支援事業者の指定等に関する規則（平成十八年東京都規則第七十二号）第六条の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和五年二月二十日

東京都知事 小 池 百合子

1 指定障害福祉サービス事業者

サービスの種類 居宅介護

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	主たる対象者			
株式会社ケアリッツ・アンド・パートナーズ	ケアリッツ月島	中央区月島2-2-10 クエスト北館604				
株式会社ホスピスステーション	訪問介護事業所 シンプリシティ	港区西新橋3-24-10 ハリアックス御成門ビル3階	身体障害者		聴覚等対象者	
株式会社GoldRush24	土曜訪問介護事業所 墨田フレニューセンター	墨田区美平2-16-11 タカダハイツ201				
株式会社MATATABI	ヘルパーセンターまたたび	江東区南砂7-13-15	身体障害者	知的障害者		精神障害者
株式会社ケアリッツ・アンド・パートナーズ	ケアリッツ池上	大田区池上8-12-6 ステップII-202				
PUG株式会社	ろーたすけあ・サポート	世田谷区三軒茶屋1-40-14 太子堂ハイム203				
株式会社ケアリッツ・アンド・パートナーズ	ケアリッツ千駄ヶ谷	渋谷区千駄ヶ谷5-3-14 GreenPark1階				
一般社団法人N-arx	中野ふれあいサービス	中野区本町1-2-12				
社会福祉法人うら	みずべの苑	北区志茂3-13-5 信濃ビル2階				
合同会社みかん	訪問介護事業所 みかん	板橋区徳丸1-24-5 ゼフィール102	身体障害者	知的障害者	障害児	聴覚等対象者
株式会社ケアリッツ・アンド・パートナーズ	ケアリッツ武蔵境	武蔵野市荻南町2-28-13 ツインビークス・ノース201				
ALSOK介護株式会社	かたくり町田	町田市町田2-4-5 ヘーベルVillageやまだい・中町	身体障害者			精神障害者
株式会社やすらぎ藤	訪問介護のんな 花小金井	小平市花小金井4-20-1 グランデール武蔵野2階				
一般社団法人ibasho	わらいぶ訪問介護	国分寺市西恋ヶ窪3-3-13 メノールビナス103				

サービスの種類 施設訪問介護

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	主たる対象者			
株式会社ホスピスステーション	訪問介護事業所 シンプリシティ	港区西新橋3-24-10 ハリアックス御成門ビル3階	身体障害者		聴覚等対象者	
株式会社GoldRush24	土曜訪問介護事業所 墨田フレニューセンター	墨田区美平2-16-11 タカダハイツ201				
株式会社MATATABI	ヘルパーセンターまたたび	江東区南砂7-13-15	身体障害者	知的障害者		精神障害者
PUG株式会社	ろーたすけあ・サポート	世田谷区三軒茶屋1-40-14 太子堂ハイム203				
一般社団法人N-arx	中野ふれあいサービス	中野区本町1-2-12				
合同会社みかん	訪問介護事業所 みかん	板橋区徳丸1-24-5 ゼフィール102	身体障害者	知的障害者		聴覚等対象者
ALSOK介護株式会社	かたくり町田	町田市町田2-4-5 ヘーベルVillageやまだい・中町	身体障害者			
株式会社やすらぎ藤	訪問介護のんな 花小金井	小平市花小金井4-20-1 グランデール武蔵野2階				
一般社団法人ibasho	わらいぶ訪問介護	国分寺市西恋ヶ窪3-3-13 メノールビナス103				

サービスの種類 同行支援

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	主たる対象者			
PUG株式会社	ろーたすけあ・サポート	世田谷区三軒茶屋1-40-14 太子堂ハイム203				

サービスの種類 行動支援

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	主たる対象者			
株式会社ヘルパーステーションあおぞら	ヘルパーステーションあおぞら	中央区勝どき5-8-4-319				
仮の恋合同会社	仮の恋ケアセンター	足立区花畑4-39-21 エーデルブルーメセブン302				

サービスの種類 生活介護

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	主たる対象者			
社会福祉法人東京の手をつなぐ育成会	Leaves龍馬高野台	練馬区高野台3-8-5	身体障害者(肢体不自由)		知的障害者	
社会福祉法人みんなの家	みんなの家	東大和市平塚1-2064-2	身体障害者(肢体不自由、視覚障害、聴覚・言語)			
社会福祉法人正夢の会	ラヴ・いなぎ	稲城市東長沼1659	知的障害者			

サービスの種類 短期入所

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	主たる対象者			
社会福祉法人正夢の会	ラヴ・いなぎ	稲城市長沼1951-1				知的障害者

サービスの種類 就労移行支援

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	主たる対象者			
株式会社ベスリ	ベスリ就労支援センター	千代田区内神田1-2-2 小川ビル3階				精神障害者
株式会社LITALICOパートナーズ	LITALICOワークス中目黒	目黒区中目黒1-3-8 渡辺ビル4階	身体障害者(視覚障害、知的障害者、聴覚・言語、内傷障害)		知的障害者	精神障害者
株式会社Karma	就労移行支援事業所COCOCARA板橋オフィス	板橋区板橋2-64-13 G・L・O板橋9階	知的障害者		精神障害者	聴覚等対象者

サービスの種類 就労継続支援B型

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	主たる対象者			
株式会社コエタン	ラグーン綾瀬	足立区綾瀬1-38-20	知的障害者			精神障害者

サービスの種類 共同生活援助

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	主たる対象者			
特定非営利活動法人モーニンググローリー	モーニンググローリー	練馬区大泉学園町2-30-48 ロイヤルパークハウス大泉205				
特定非営利活動法人女性を応援するSHINE	スマイルホーム	足立区伊興本町2-11-19				
特定非営利活動法人CLAP	imato	江戸川区鹿骨2-37-8 ニットーハイフ103				

株式会社SUNSHINE	グループホームSUNSHINE	江戸川区
株式会社日本クワード	クワード台橋	宮崎市千ヶ瀬町5-596 1
株式会社社会福祉コンシェルジュ	グループホームBow-Wow	日野市豊田3-19-5
セリアンス株式会社	セリアンスハウス多摩永山	多摩市

●東京都告示第四百四十二号

一 漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号。以下「法」という。）第百十二条の二第二項の規定による届出を同条第三項の規定により審査した結果、次の加入区について法第百十二条第一項の規定による同意があったと認められたので、法第百十二条の二第三項及び漁船損害等補償法施行規則（昭和二十七年農林省令第十八号）第二十五条の規定により告示する。

なお、法第百十二条第一項の規定による指定漁船を普通損害保険に付すべき義務は、令和五年二月二十一日から発生する。

令和五年二月二十日

東京都知事 小 池 百合子

三宅島加入区

●東京都告示第四百四十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、都道の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和五年二月二十日から起算して二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。

令和五年二月二十日

東京都知事 小 池 百合子

一 路線名 父島循環

二 変更の区間 小笠原村父島字清瀬五十二番地内から同村父島字奥村百三十一番地内まで

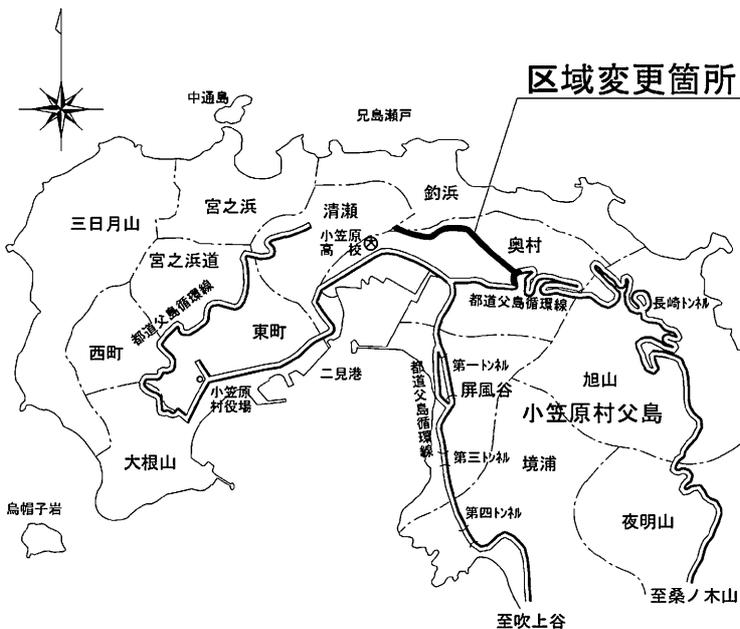
三 変更の概要 別図表示のとおり

別図

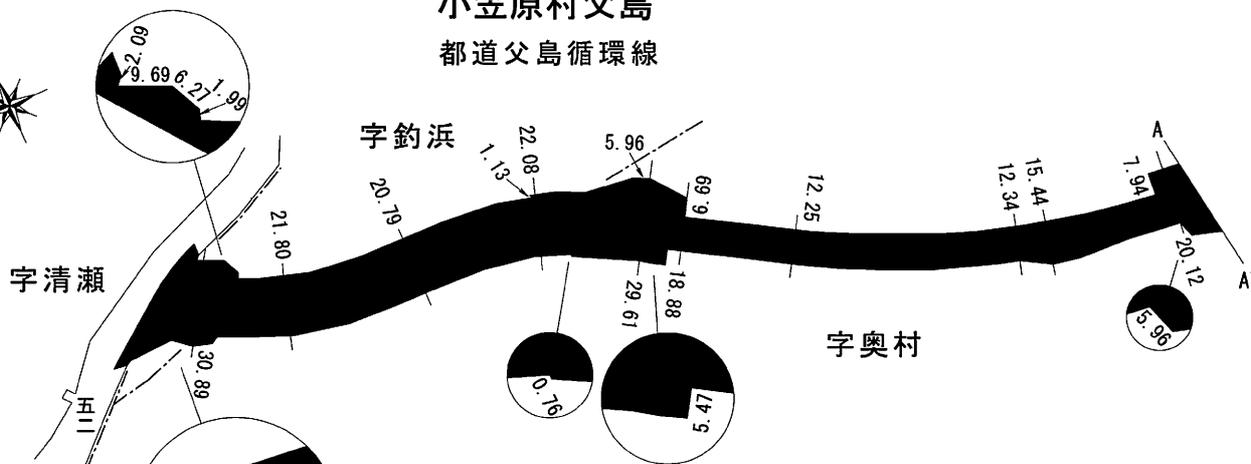
都道父島循環線区域変更略図  
小笠原村父島字清瀬と父島字奥村

都道  
 村道  
 編入区域  
 延長 七四五・〇メートル  
 面積 一三、二九四・一八平方メートル

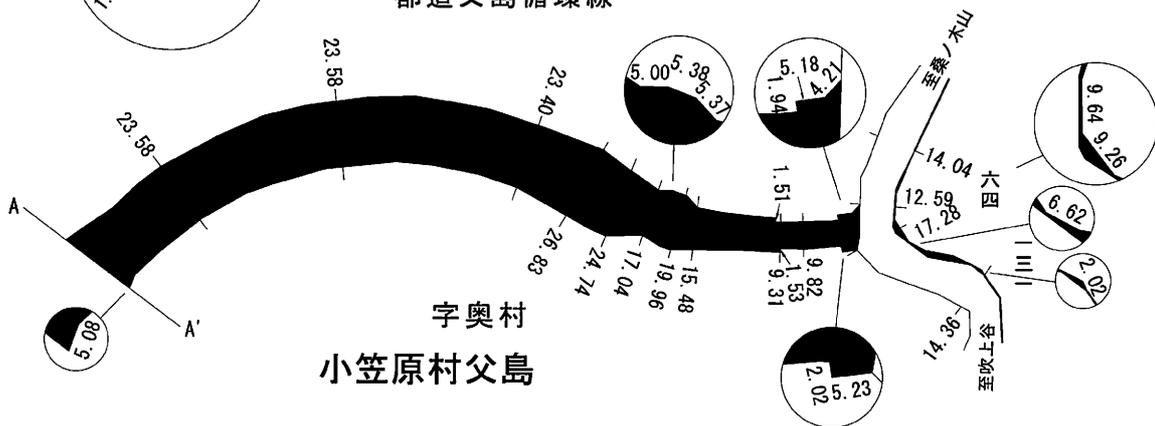
区域変更箇所



小笠原村父島  
都道父島循環線



都道父島循環線





告示(教)

●東京都教育委員会告示第十号

博物館法(昭和二十六年法律第二百八十五号)第二十九条の規定により、東京工芸大学芸術学部写大ギャラリーを博物館に相当する施設として、次のとおり指定した。

令和五年二月二十日

東京都教育委員会

- 一 設置者の名称及び住所 学校法人東京工芸大学  
中野区本町二丁目九番五号
- 二 施設の名称 東京工芸大学芸術学部写大ギャラリー
- 三 施設の所在地 中野区本町二丁目四十八番地
- 四 指定年月日 令和五年二月十日
- 五 指定番号 第六十七号

公 告

都市計画の案について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、青梅都市計画区域区分に係る都市計画の案を次のように公告する。

なお、関係市の住民及び利害関係人は、縦覧期間中東京都に対して意見書を提出することができる。

令和五年二月二十日

東京都知事 小池 百合子

- 一 都市計画の種類 都市計画を定める土地の区域  
青梅都市計画区

区域分

市街化区域

追加する部分

青梅市今井二丁目、今井四丁目及び今井五丁目各地内

二 縦覧場所

東京都都市整備局都市づくり政策部都市計画課(東京都庁第二本庁舎十二階北側)及び青梅市役所

三 縦覧期間

公告の日から二週間

四 意見書の提出先

新宿区西新宿二丁目八番一号  
東京都都市整備局都市づくり政策部都市計画課

都市計画の案について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、東京都都市計画用途地域に係る都市計画の案を次のように公告する。

なお、関係区の住民及び利害関係人は、縦覧期間中東京都に対して意見書を提出することができる。

令和五年二月二十日

東京都知事 小池 百合子

一 都市計画の種類

都市計画を定める土地の区域

東京都市計画用途地域

第一種低層住居専用地域

削除する部分

練馬区貫井三丁目、貫井四丁目、富士見台三丁目、富士見台四丁目、大泉町一丁目及び大泉町二丁目各地内

第一種中高層住居専用地域

追加する部分

練馬区貫井三丁目、貫井四丁目、富士見台三丁目及び富士見台四丁目各地内

削除する部分

練馬区大泉町一丁目及び大泉町二丁目各地内

追加する部分

練馬区大泉町一丁目及び大泉町二丁目各地内

追加する部分

練馬区大泉町二丁目地内

変更する部分

練馬区大泉町一丁目及び大泉町二丁目各地内

追加する部分

渋谷区笹塚一丁目、足立区西新井栄町一丁目及び西新井栄町二丁目各地内

削除する部分

渋谷区笹塚一丁目、足立区西新井栄町一丁目及び西新井栄町二丁目各地内

二 縦覧場所

東京都都市整備局都市づくり政策部都市計画課(東京都庁第二本庁舎十二階北側)並びに渋谷区役所、練馬区役所及び足立区役所

三 縦覧期間

公告の日から二週間

四 意見書の提出先

新宿区西新宿二丁目八番一号  
東京都都市整備局都市づくり政策部都市計画課

都市計画の案について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、東京都都市計画地区計画に係る都市計画の案を次のように公告する。

なお、関係区の住民及び利害関係人は、縦覧期間中東京都に対して意見書を提出することができる。

令和五年二月二十日

東京都知事 小 池 百合子

一 都市計画の種類 都市計画を定める土地の区域

東京都都市計画地区計画

変更する部分

臨海副都心有  
明北地区地区  
計画

二 縦覧場所

東京都都市整備局都市づくり政策部  
都市計画課（東京都庁第二本庁舎十二階北側）及び江東区役所

三 縦覧期間

公告の日から二週間

四 意見書の提出先

新宿区西新宿二丁目八番一号  
東京都都市整備局都市づくり政策部  
都市計画課

都市計画の案について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、東京都都市計画道路に係る都市計画の案を次のように公告する。

令和五年二月二十日

一 都市計画の種類 都市計画を定める土地の区域  
東京都都市計画道路

幹線街路補助  
線街路第百三十二号線

追加する部分  
練馬区石神井台一丁目及び石神井町五丁目各地内  
削除する部分  
練馬区石神井町五丁目地内

変更する部分

二 縦覧場所

東京都都市整備局都市づくり政策部  
都市計画課（東京都庁第二本庁舎十二階北側）及び練馬区役所

三 縦覧期間

公告の日から二週間

四 意見書の提出先

新宿区西新宿二丁目八番一号  
東京都都市整備局都市づくり政策部  
都市計画課

都市計画の案について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、東京都都市計画道路に係る都市計画の案を次のように公告する。

令和五年二月二十日

東京都知事 小 池 百合子

一 都市計画の種類 都市計画を定める土地の区域

東京都都市計画道路

五反田駅付近  
広場第一号

二 縦覧場所

東京都都市整備局都市づくり政策部  
都市計画課（東京都庁第二本庁舎十二階北側）及び品川区役所

三 縦覧期間

公告の日から二週間

四 意見書の提出先

新宿区西新宿二丁目八番一号  
東京都都市整備局都市づくり政策部  
都市計画課

都市計画の案について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、八王子都市計画道路に係る都市計画の案を次のように公告する。

令和五年二月二十日

東京都知事 小 池 百合子

一 都市計画の種類 都市計画を定める土地の区域

八王子都市計画道路

三・二・五号  
ニュータウン

変更する部分  
八王子市堀之内三丁目、別所一丁目及び松木各地内

二 縦覧場所

東京都都市整備局都市づくり政策部  
都市計画課（東京都庁第二本庁舎十  
二階北側）及び八王子市役所

三 縦覧期間

公告の日から二週間  
新宿区西新宿二丁目八番一号

東京都都市整備局都市づくり政策部  
都市計画課

都市計画の案について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二  
項において準用する同法第十七条第一項の規定により、八  
王子都市計画道路に係る都市計画の案を次のように公告す  
る。

なお、関係市の住民及び利害関係人は、縦覧期間中東京  
都に対して意見書を提出することができる。

令和五年二月二十日

東京都知事 小 池 百合子

一 都市計画の種類

八王子都市計画  
道路

三・四・八号 変更する部分

大塚小比企線 八王子市大塚及び東中野各地内

二 縦覧場所

東京都都市整備局都市づくり政策部  
都市計画課（東京都庁第二本庁舎十  
二階北側）及び八王子市役所

三 縦覧期間

公告の日から二週間  
新宿区西新宿二丁目八番一号

東京都都市整備局都市づくり政策部  
都市計画課

都市計画の案について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二  
項において準用する同法第十七条第一項の規定により、八  
王子都市計画道路に係る都市計画の案を次のように公告す  
る。

なお、関係市の住民及び利害関係人は、縦覧期間中東京  
都に対して意見書を提出することができる。

令和五年二月二十日

東京都知事 小 池 百合子

一 都市計画の種類

八王子都市計画  
道路

三・四・六十 追加する部分

三号館町谷野 八王子市東浅川町、甘里町、長房  
町及び元八王子町三丁目各地内

線 削除する部分

八王子市東浅川町、甘里町、長房  
町及び元八王子町三丁目各地内

変更する部分

八王子市館町、狭間町、東浅川町、  
初沢町、高尾町、甘里町、長房町、  
元八王子町一丁目、元八王子町二  
丁目、元八王子町三丁目、横川町、  
式分方町、大葉寺町、四谷町、泉  
町、橋原町、犬目町及び谷野町各  
地内

二 縦覧場所

東京都都市整備局都市づくり政策部  
都市計画課（東京都庁第二本庁舎十  
二階北側）及び八王子市役所

三 縦覧期間

公告の日から二週間  
新宿区西新宿二丁目八番一号

四 意見書の提出先

東京都都市整備局都市づくり政策部  
都市計画課

東京都都市整備局都市づくり政策部  
都市計画課

都市計画の案について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二  
項において準用する同法第十七条第一項の規定により、秋  
多都市計画道路に係る都市計画の案を次のように公告する。  
なお、関係市の住民及び利害関係人は、縦覧期間中東京  
都に対して意見書を提出することができる。

令和五年二月二十日

東京都知事 小 池 百合子

一 都市計画の種類

秋多都市計画道  
路

三・三・三号 削除する部分

新五日市街道 あきる野市小川字清水、字小仲及  
び字前田各地内

二 縦覧場所

東京都都市整備局都市づくり政策部  
都市計画課（東京都庁第二本庁舎十  
二階北側）及びあきる野市役所

三 縦覧期間

公告の日から二週間  
新宿区西新宿二丁目八番一号

四 意見書の提出先

東京都都市整備局都市づくり政策部  
都市計画課

土地区画整理審議会委員（宅地所有者委員）

補欠選挙の当選人について

土地区画整理法施行令（昭和三十年政令第四十七号）第  
三十五条第四項の規定により、東京都都市計画事業六町四丁  
目付近土地区画整理審議会委員補欠選挙の当選人を次のと

おり決定したので、同条第五項の規定により公告する。

令和五年二月二十日

東京都知事 小 池 百合子

宅地の所有者から選挙される委員の当選人

氏名又は名称 住所又は主たる事務所の所在地

加藤 邦彰 足立区六町一丁目一番二十二号

久保田 由美子 同 区南花畑一丁目十二番十三号

宮崎 十三 同 区一ツ家二丁目十番一号

伊藤 貴美子 同 区西加平二丁目八番二十八号

管理処分計画の変更について

東京都市計画事業泉岳寺駅地区第二種市街地再開発事業の管理処分計画を変更したので、都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)第百十八条の十において準用する同法第八十六条第一項の規定により、次のとおり公告する。

令和五年二月二十日

東京都市計画事業泉岳寺駅地区第二種市街地再開発事業

施行者 東京都

東京都知事 小 池 百合子

一 第二種市街地再開発事業 東京都市計画事業泉岳寺駅地区第二種市街地再開発事業

二 施行者の名称 東京都

三 事務所の所在地 中野区中野一丁目二番五号 東京都第二市街地整備事務所

四 管理処分計画に係る施行地区に含まれる地域の名称 港区高輪二丁目の一部

五 管理処分計画の認可を受けた年月日 令和元年十二月二十六日

六 管理処分計画の変更の認可を受けた年月日 令和五年二月七日

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和五年二月二十日

東京都多摩建築指導事務所長

名 取 申 明

開発区域又は工区に含まれる地域の名称 許可を受けた者の住所及び氏名

青梅市木野下一丁目四百二十番イ、同番二及び同番三 港区高輪三丁目二十二番九号

タマホーム株式会社 代表取締役 玉木 伸弥

西多摩郡日の出町大字平井字谷ノ入四千二十六番、四千二十七番、四千二十八番一から同番三まで、同番三地先及び同番三十五番三 練馬区石神井町二丁目二十六番十一号

一建設株式会社 代表取締役 堀口 忠美

小平市回田町百六十七番、同番五及び百七十一番七から同番十まで 中央区日本橋室町三丁目二番一号

三井不動産レジデンシャル株式会社 代表取締役 嘉村 徹

小平市御幸町二百三十三番四、二百三十四番二十六、二百七十三番一及び二百七十四番 武蔵野市境二丁目二番二号

株式会社飯田産業 代表取締役 築地 重彦

調布市小島町三丁目二十九番 小平市鈴木町一丁目四百七十二番地四十

誠賀建設株式会社 代表取締役 加賀美 誠

大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要について

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により大規模小売店舗の届出の公告に係る意見を聴取したので、同条第三項の規定により次のとおり意見の概要を公告し、当該意見を縦覧に供する。

令和五年二月二十日

東京都知事 小 池 百合子

一 店舗名 (仮称)イオンスタイル赤羽北本通り

二 店舗所在地 北区神谷三丁目十二番一

三 設置者名 イオンリテール株式会社

四 意見

ア 聴取者 北区長

イ 概要 意見なし

ウ 収受日 令和五年二月一日

五 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)

六 縦覧期間 令和五年二月二十日から同年三月二十日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。

七 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

発行

東京都 東京都新宿区西新宿二丁目八番一号 電話 〇三(五三三二)一一一一(代)

郵便番号 163-8001

定価

一箇月 六、六〇〇円 (郵送料を含む。)

印刷所

勝美印刷株式会社 東京都文京区白山一丁目十三番七号 電話 〇三(三八二二)五二〇一(代)

郵便番号 113-0001

